

無料個別相談日のご案内

商工会では、下記の日程により無料個別相談を行いますので、この機会にぜひご利用ください。

テーマ	日時	相談員	内容	場所
経営相談	6月7日(火) 午後1時～4時	黒野秀樹 中小企業診断士	新たに事業を始めたい、今の事業を見直したいをはじめ経営に関するあらゆる相談	豊能町 商工会館
税務・ 経理相談	6月8日(水) 午後1時～4時	畑中啓三 税理士	日々の記帳から決算まで税務・経理等に関するあらゆる相談	
登記・ 法律相談	6月9日(木) 午後1時～4時	青山昌仁 司法書士	会社の設立・増資、不動産の登記等に関する相談、債権回収等に伴う法律相談	
労務相談	6月14日(火) 午後2時～5時	森啓治郎 特定社会保険 労務士	従業員の採用・退職・解雇に係る諸問題、社会保険・労働保険など労務に関するあらゆる相談	

* ご相談希望の方は、電話・ファックスまたはEメールで下記までご連絡下さい。
希望により出張相談も受け付けます。

* 商工会では、上記のほかにもあらゆる相談・指導を行っています。
ご希望の方は、お気軽にお申し出下さい。

相談申込書

ご記入頂いた個人情報は、本講習会の実施運営のために利用いたします。

氏名：	テーマ名：
事業所名：	希望時間帯（30分～1時間単位でお願いします）
住所：豊能町	： ～ ：
電話番号：	

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1008

Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp

労働保険年度更新の申告・納付について

労働保険の年度更新の手続の時期は6月1日から7月11日までです。

商工会に事務委託されている事業所の皆様には、関係書類を送付させていただきますので、賃金等の報告をお願いいたします。

商工会は、労働保険事務組合の認可を受けており、事務委託されますと、本来労災保険の対象とならない会社役員や事業主ならびに家族従業員も労災保険に特別加入することが出来るほか、保険料を3期に分納できるなどのメリットがあります。

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害や失業等が発生した際に、保険給付等を行う事により労働者の福祉の向上・増進を図るための政府が管掌する保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、原則として業種・規模の如何を問わず労働保険の適用事業所となり、事業主は加入手続きを行い、労働保険を納付しなければなりません。

パート、アルバイト、契約社員、派遣労働者等の呼称にかかわらず、雇用保険の適用範囲は、以下のとおりとなります。

- ・ 31日以上雇用見込みがあること。
- ・ 1週間の所定労働時間（残業時間を含まない）が20時間以上であること。

28年4月からの雇用保険の料率が、下記のとおり変更となります。

	① +② 雇用保険料率	① 労働者負担	② 事業主負担
一般の事業	1 1 / 1,000	4 / 1,000	7 / 1,000
建設の事業	1 4 / 1,000	5 / 1,000	9 / 1,000

労災保険の料率は、昨年度と同額となります。

6月は就職差別撤廃月間です。

～ しない させない 就職差別 ～ 働くのは私！私自身を見てください

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、各種啓発事業に取り組んでいます。

公正な採用選考についての皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

採用選考は、人の一生を左右しかねない重要な意味を持っています。

「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する

応募者のもつ適性・能力を基準として採用選考を行う

応募者に広く門戸を開く

就職の際の採用選考においては、上記の3点を基本的な考え方として実施することが重要です。

詳しくは、大阪府商工労働部発行の「採用と人権」をご覧ください。

(PDF ファイルはこちら：<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/400-saiyo-jinken.html>)

事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

28年度 算定基礎届事務説明会の開催について

日時：6月10日（金）午後2時15分～4時

場所：池田市民文化会館・小ホール

内容：28年度算定基礎届の事務について

講師：日本年金機構 豊中年金事務所 職員

上記に関する詳しい内容は、商工会までお問合せ下さい。

豊 能 町 商 工 会

豊 能 町 余 野 1 0 0 8 Tel. 739-1647 Fax. 739-2285

E-Mail toyono@gold.ocn.ne.jp